

財務諸表の監査の意義と 監査品質の確保・向上

信州大学
平成30年10月4日

公認会計士・監査審査会
常勤委員
松井 隆幸

構成

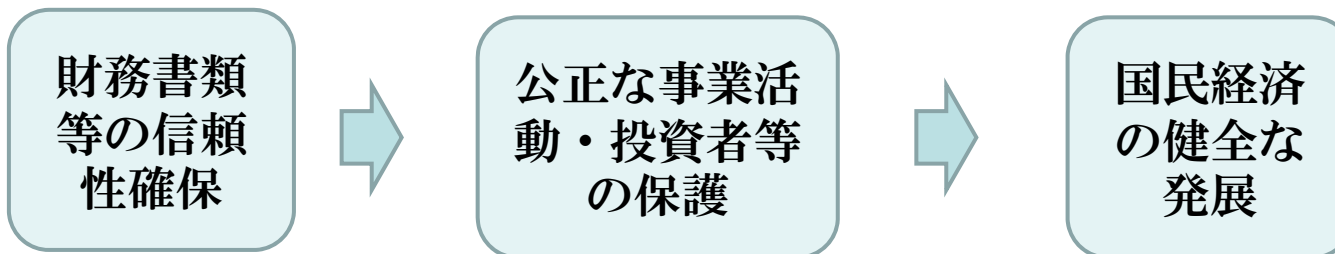
はじめに～公認会計士の使命と業務

- I. 経済社会の基盤～財務情報
- II. 監査の意義～財務情報の信頼性確保
- III. 監査人の要件
- IV. 組織・制度としての対応

おわりに～多様化する公認会計士の活躍領域

はじめに～公認会計士の使命と業務

- 公認会計士の使命（公認会計士法第1条）
「公認会計士は、監査及び会計の専門家として、独立した立場において、財務書類その他の財務に関する情報の信頼性を確保することにより、会社等の公正な事業活動、投資者及び債権者の保護等を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与することを使命とする。」



はじめに～公認会計士の使命と業務

- 使命を達成するため、公認会計士は「他人の求めに応じ報酬を得て、財務書類の監査又は証明をする」（公認会計士法第2条1項）ことを業務としています。
- 加えて、公認会計士の名称を用いて「他人の求めに応じ報酬を得て、財務書類の調整をし、財務に関する調査若しくは立案をし、又は財務に関する相談に応ずる」（公認会計士法第2条2項）業務をすることもできます。

はじめに～公認会計士の使命と業務

- 公認会計士は、会計および監査の専門家です。
- 会計・監査の専門家であることを、公的な資格により認められています。
- 監査により、財務書類等の情報の信頼性を確保することを職務としています。
- それを通し、経済社会の健全な発展に寄与します。
 - － 信頼できる財務情報は、経済活動を行うために不可欠です。会計・監査の専門家は、多様な領域で必要とされます。

I 経済社会の基盤～財務情報

1. 経済活動の単位～株式会社
2. 財務情報の必要性
3. 財務情報開示制度



金融庁『基礎から学べる金融ガイド』平成28年、金融庁、21頁。

I-1 経済活動の単位～株式会社

- 今日の社会における生産経済活動は、「企業」によって行われています。
- その中でも、「株式会社」は、中心的役割を担っています。
- 大規模な企業が株式会社形態をとるのは、大量に資金を調達するために適した形態だからです。
- 株式会社とは、株式発行により資金を調達する会社、または社員の地位が株式という割合的単位の形をとる会社のことです。

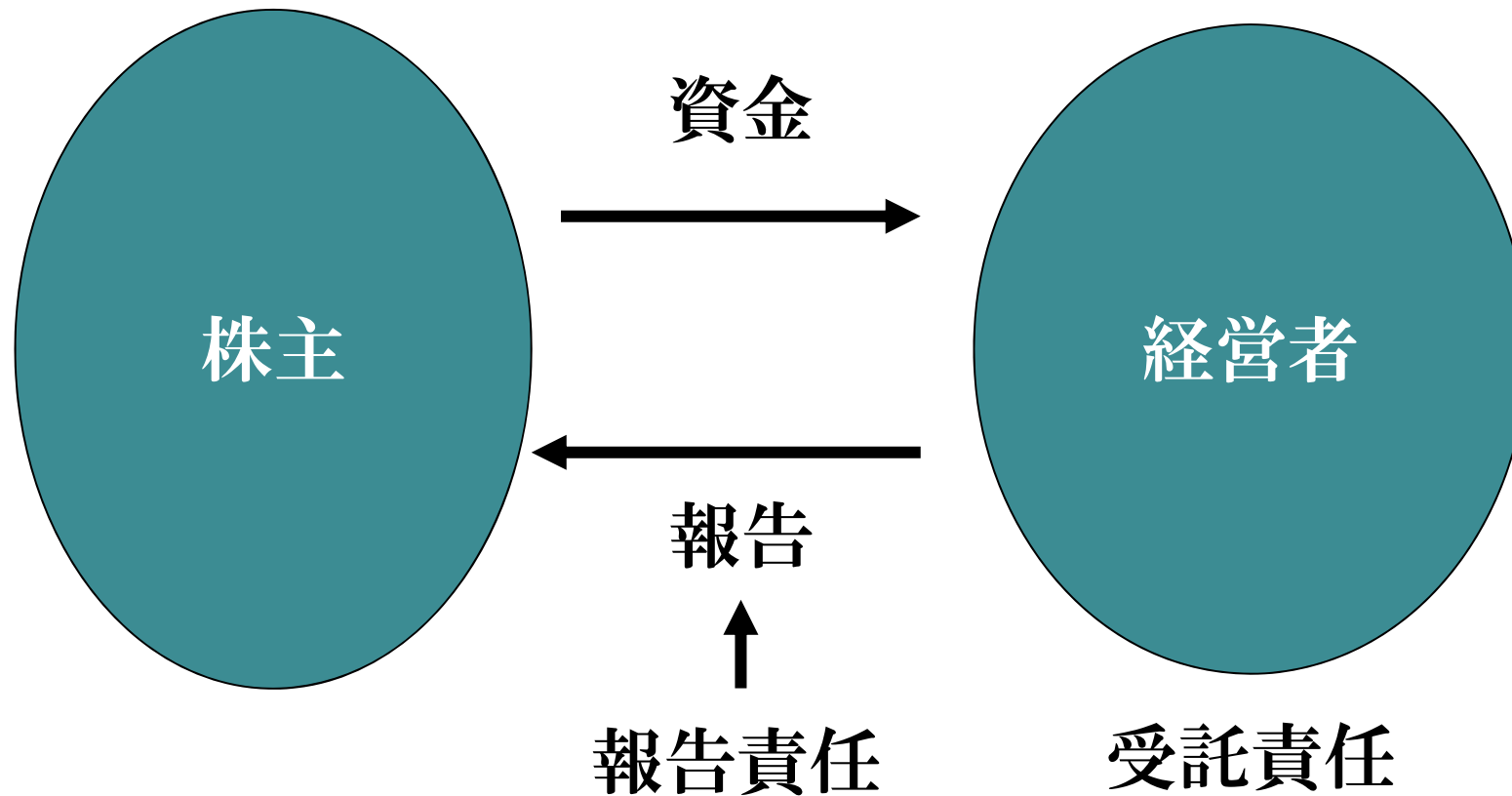
I-1 経済活動の単位～株式会社

- 株式会社は、次の特徴を持っています。
 - ① 出資者の有限責任
 - ② 持株の自由譲渡性
 - ③ 法人格
- このような特徴により、多くの人たちが、ある一つの株式会社に投資することが容易になりました。

I -2 財務情報の必要性

- 大規模化した株式会社では、資本と経営が分離する傾向が生じます。
 - － 分離する理由として、①資本所有の面（株式の分散所有の結果、株主の支配権力が低下する傾向）と②資本機能の面（専門的経営者に管理を委ねる傾向）をあげることができます。
- 所有者である株主は、経営者が誠実に行動し、成果を挙げているかどうかを判断するため、財務情報を必要とします。
- 専門的経営者もまた、株式会社を管理するため、財務情報を必要とします。

I -2 財務情報の必要性



I -2 財務情報の必要性

- 株式会社（経営者）が株式会社の特徴を生かして多くの人たちから大量の資金を調達するには、株式を発行して多くの人たちに売却できる「場」が必要になります。
- また、株式を購入した人たち（株主）が必要に応じて株式を売却できる「場」も必要になります。
- こうした「場」が**資本市場**です。

I -2 財務情報の必要性

- 資本市場で株式を売買しようとする人たち（投資者；株式を購入すれば、株主になります）は、当該株式会社に関する財務情報等に基づいて、売買に関する意思決定を行います。
- したがって、資本市場が有効に機能するには、投資者に有用な**財務情報**等が提供されるようにする必要があります。
- そのため、株式等の有価証券を取引する資本市場を司る法律である「金融商品取引法」は、企業内容開示制度を定め、財務情報の開示を求めています。

I-3 財務情報開示制度

- **金融商品取引法の目的**
 - この法律は、企業内容等の開示の制度を整備するとともに、金融商品取引業を行う者に関し必要な事項を定め、金融商品取引所の適切な運営を確保すること等により、有価証券の発行及び金融商品等の取引等を公正にし、有価証券の流通を円滑にするほか、資本市場の機能の十全な発揮による金融商品等の公正な価格形成等を図り、もつて国民経済の健全な発展及び投資者の保護に資することを目的とする。（第1条）

I-3 財務情報開示制度

● 金融商品取引法の目的

目的

国民経済の健全な発展 ← 投資者の保護

具体的
目的

公正な有価証券の発行・金融商品等の取引
有価証券の流通の円滑化
金融商品等の公正な価格形成

手段

資本市場の整備

このうちの一つとして、企業内容開示制度

I -3 財務情報開示制度

発行市場

- 有価証券届出書
- 目論見書

流通市場

- 有価証券報告書
- 内部統制報告書
- 四半期報告書
- 臨時報告書

任意規制

- 決算短信

I-3 財務情報開示制度

- 有価証券報告書等の開示書類は、EDINET（Electronic Disclosure for Investor's Network）で入手できます。
 - － EDINETには、金融庁のホームページからアクセスできます。
 - － 会社法でも、株主総会の招集通知に際して、株主に計算書類（財務諸表）等や事業報告を送付するように求めています。また、計算書類を公告するようにも求めています。
- 投資者に有用な財務情報が提供されることにより、資本市場は活発化して有望な株式会社の資金調達は可能になり、経済は発展するのです。

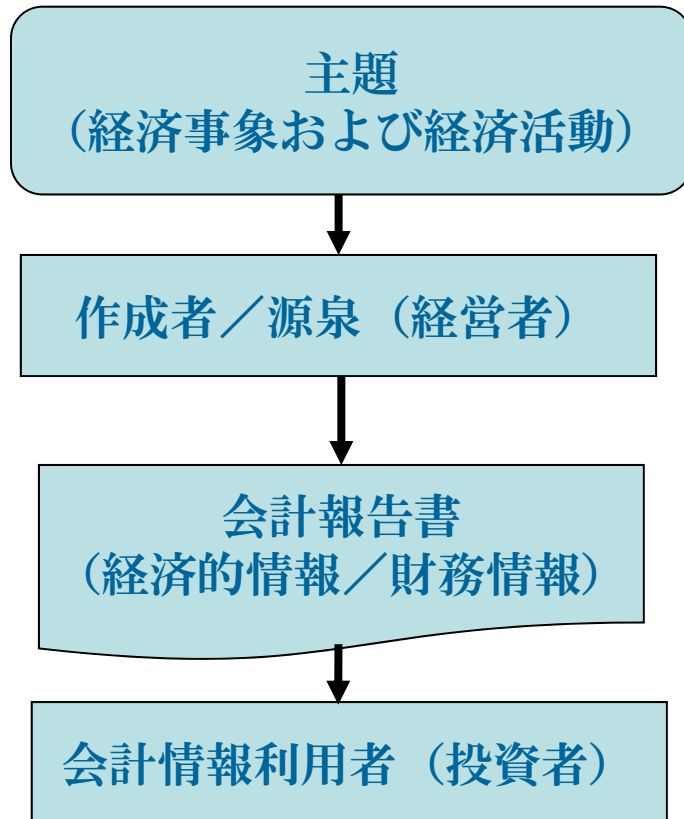
Ⅱ 監査の意義～財務情報の信頼性確保

1. 情報の信頼性確保の必要性
2. 情報の信頼性を確保する制度



金融庁『基礎から学べる金融ガイド』平成28年、金融庁、21頁。

Ⅱ-1 情報の信頼性確保の必要性



投資者（株主等）
は、次の2つの判断を
する必要があります。

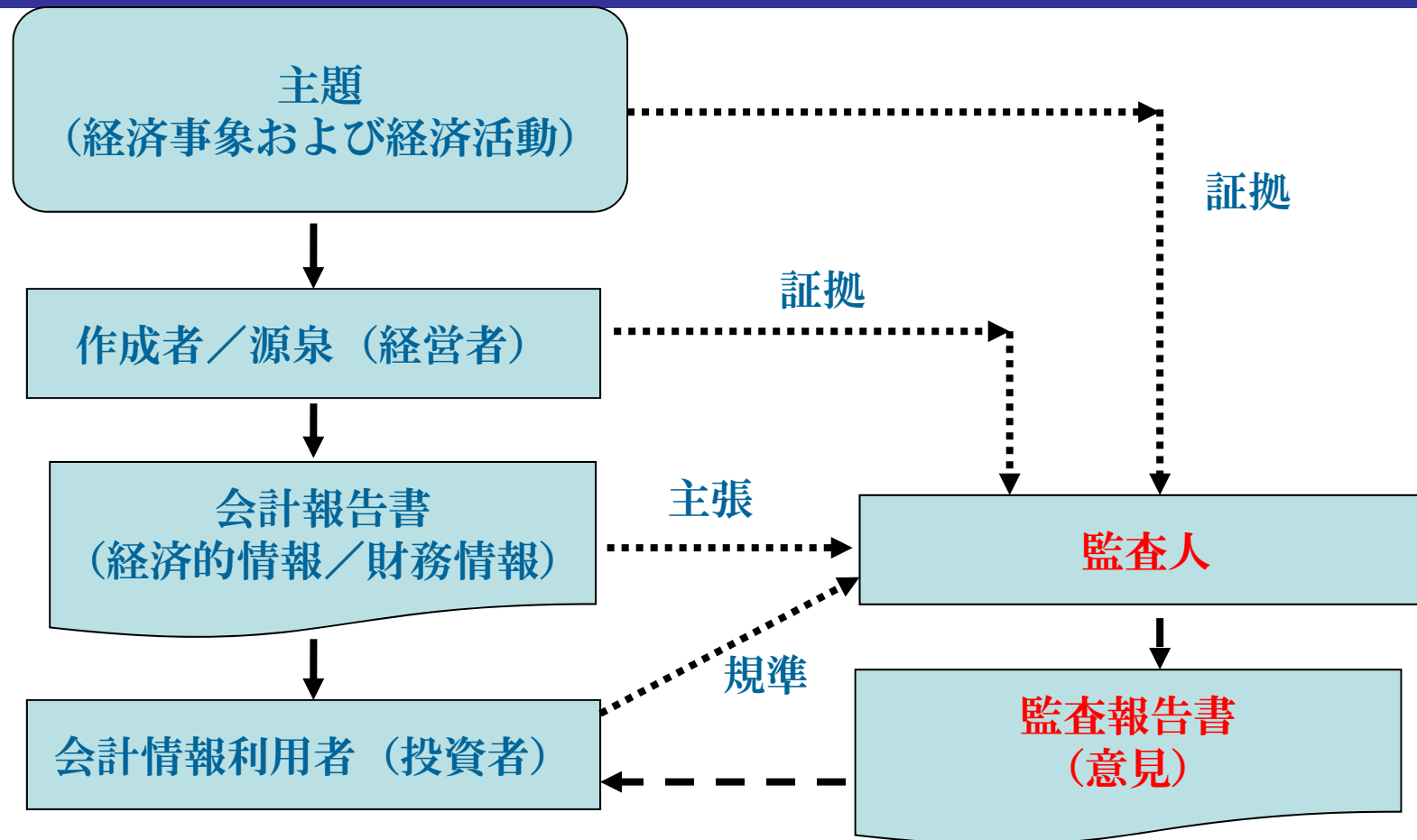
- ① 情報内容の解釈
- ② 情報の質（信頼性）の評価

鳥羽至英（訳）『基礎的監査概念』国元書房、昭和57年、18頁。用語を一部追加。

Ⅱ-1 情報の信頼性確保の必要性

- 財務情報は、経済活動を行う株式会社の経営者が作成します。
- 情報の利用者である投資者は、当該株式会社について、経営者のような詳細な情報は持っていません。また、会計などについての知識も、十分に持っていないことが多いといえます。
- こうした中で、経営者には、不都合な情報は隠したい、あるいは状況を実際よりも良く見せたいという誘惑が生じることもあります。
- 投資者は、情報の質（信頼性）を判断することができるでしょうか？

Ⅱ-1 情報の信頼性確保の必要性



鳥羽至英 (訳) 『基礎的監査概念』 国元書房、昭和57年、22頁。用語を一部追加。

Ⅱ-1 情報の信頼性確保の必要性

- 情報が信頼できなければ、株式を購入する、すなわち投資をしようという人は、少なくなるでしょう。
- 一方、投資者自身で情報の信頼性を確かめることは困難です。
- しかし、投資を促進して、会社の資金調達を容易にしなければ、経済は発展しません。そのため、情報の信頼性を確保することは必要不可欠です。
- この問題を解決するには、経営者と投資者の間に立つ人（監査人）が情報の信頼性を確かめ、投資者に結果を投資者に伝えるようにすればよいのです。

Ⅱ-2 情報の信頼性を確保する制度

- 金融商品取引法では、有価証券届出書や有価証券報告書、四半期報告書に記載される財務諸表や四半期財務諸表に対して、公認会計士または監査法人の監査証明を受けるように求めています。（第193条の2第1項）
 - － 四半期財務諸表に対する監査証明は、四半期レビューとよばれています。
 - － 加えて、財務情報の作成プロセスの管理状況について報告する内部統制報告書に対しても、公認会計士または監査法人の監査証明を受けるように求めています。（第193条の2第2項）

Ⅱ-2 情報の信頼性を確保する制度

- 会社法も、会社法上の大会社や監査等委員会設置会社・指名委員会等設置会社は、計算書類について、公認会計士または監査法人である会計監査人の監査を受けるように求めています。
- 公認会計士は、資本市場の活性化、ひいては国民経済の発展に不可欠な、財務情報の信頼性を確保するため、中心的な役割を担っています。
- 公認会計士は、経済社会における基盤として、**公共の利益**に貢献しているのです。

Ⅲ 監査人の要件

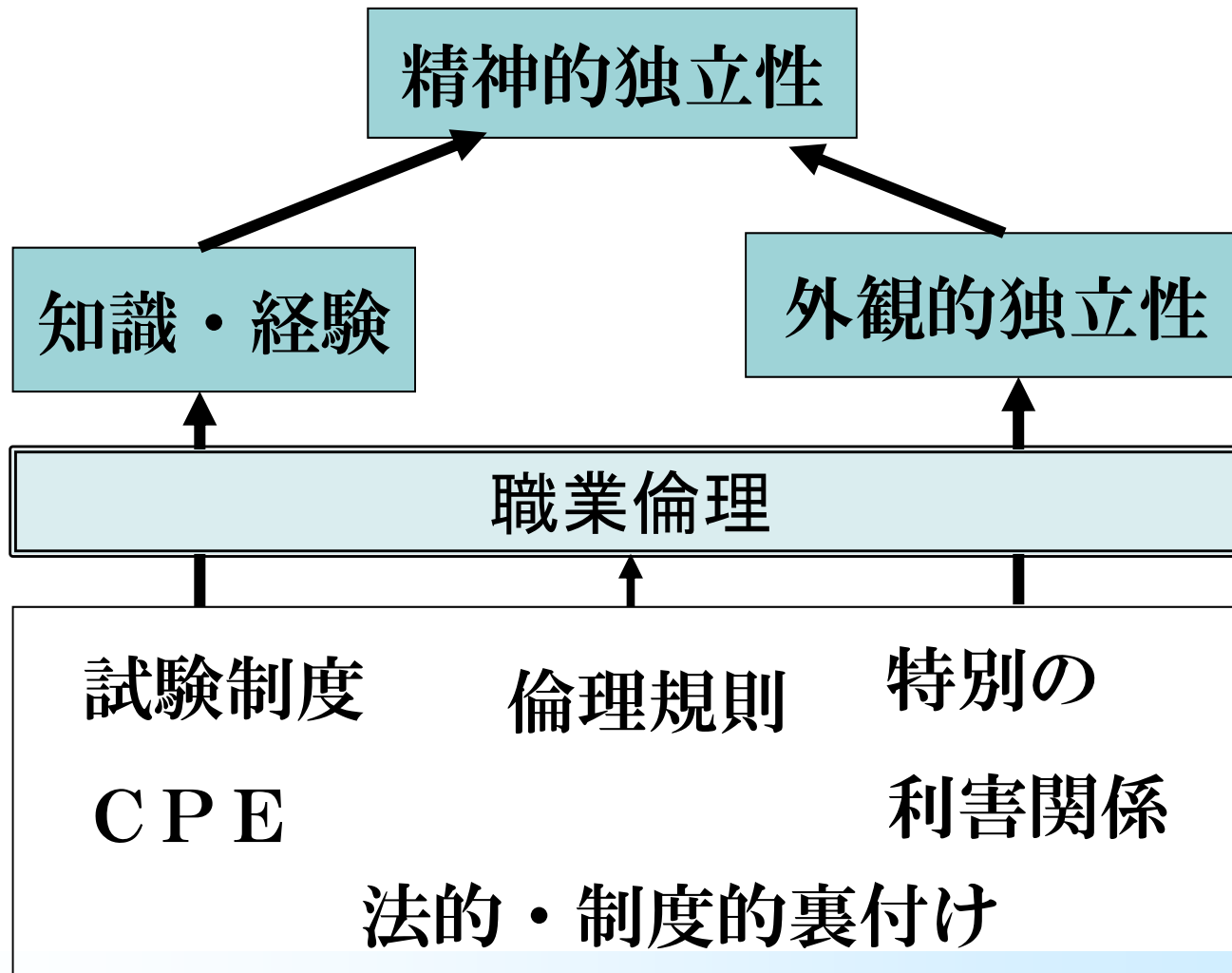
1. 適格性と独立性の保持
2. 公認会計士試験制度



Ⅲ 監査人の要件

- 財務諸表の監査が求められる監査品質を確保できるためには、監査人としての要件を備えた者が、職業的懐疑心を保持し、正当な注意を払って監査業務を実施する必要があります。
- 要件を備えた者が監査人となるように、金融商品取引法や会社法では、公認会計士試験に合格し、実務経験・実務補習を経て修了考査に合格した公認会計士のみ監査業務を認めています。

Ⅲ-1 適格性と独立性の保持



Ⅲ-1 適格性と独立性の保持

- 公認会計士の職責（公認会計士法第1条の2）
「公認会計士は、常に品位を保持し、その知識及び技能の習得に努め、独立した立場において公正かつ誠実にその業務を行わなければならない。」
- 公認会計士は、専門家として業務を行う前提として、品位を保持したうえで、公正・誠実であることが求められます。（**職業倫理**）
- 日本公認会計士協会は、会員が遵守すべき倫理の規範として、**倫理規則**を定めています。

Ⅲ-1 適格性と独立性の保持

- 監査人は、財務諸表監査業務を実施するに際し、財務諸表の信頼性について、公正不偏の立場から、適切な判断を下すことができなければなりません。（**精神的独立性**）
- そのため、監査人は、会計や監査及び関連する諸領域に関する相当の**専門的知識**と**実務経験**を備えている必要があります。

Ⅲ-1 適格性と独立性の保持

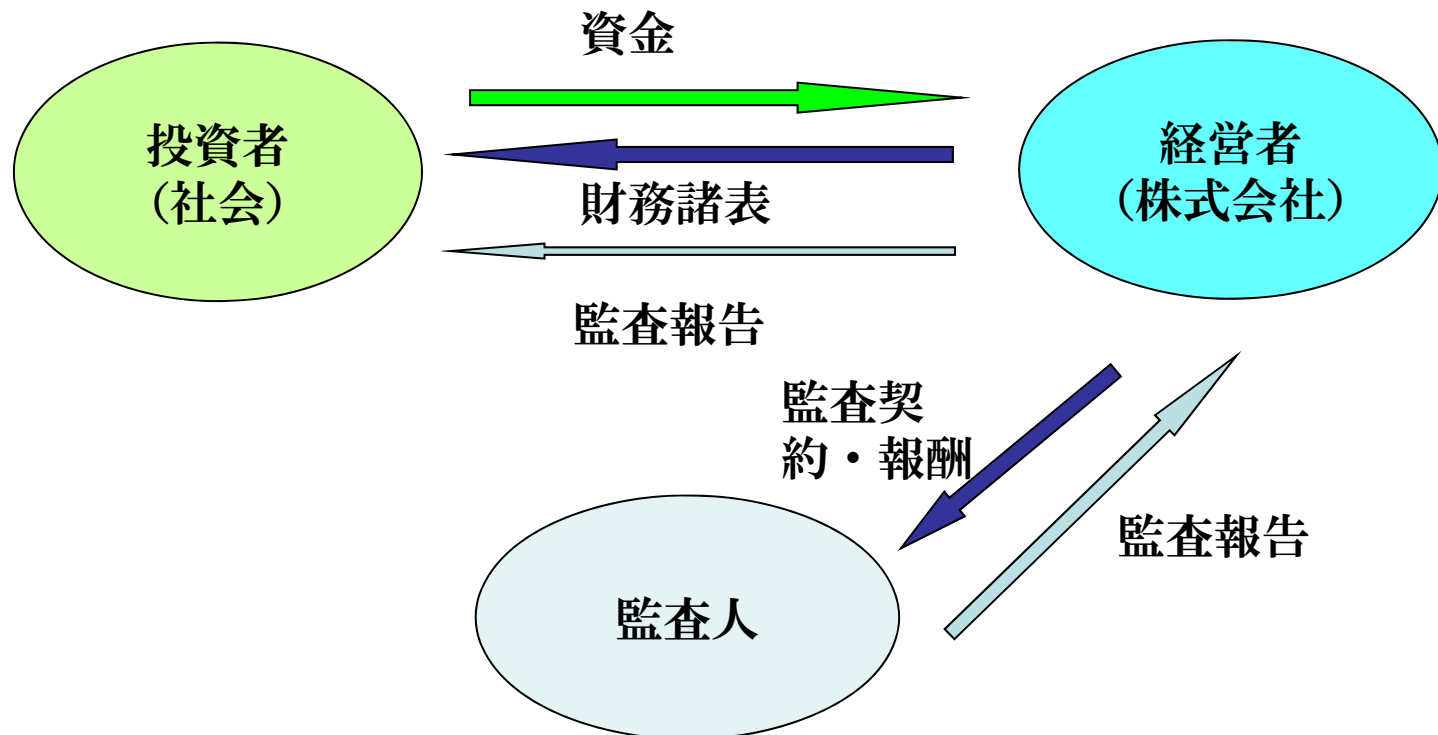
- 加えて、会計や監査を取り巻く環境は、資本市場の変化、株式会社等の大規模化や複雑化、技術の進歩等により大きく変化しています。
- 公認会計士は、これらの変化に対応して、専門的知識をアップデートして能力を維持・研鑽し、実務経験を積む必要があります。
- そのため、公認会計士は、継続的に専門研修を受講するように義務付けられています。
(**継続的専門研修制度**：Continuing Professional Education)。

Ⅲ-1 適格性と独立性の保持

- 財務諸表監査は、経営者が公表する財務諸表の信頼性を確かめるために行われるのですが、監査報酬は経営者側から支払われる関係にあります。
- 公認会計士は、この関係の中で監査を実施しますから、**公共の利益**の観点から、常に公正不偏な判断を下すことができるように、精神的に独立であることに影響を及ぼすような利害関係を持たず、また持っているかのような疑いを招かないことが重要です。（**外観的独立性**）

Ⅲ-1 適格性と独立性の保持

財務諸表の監査の構図



Ⅲ-1 適格性と独立性の保持

- 金融商品取引法では、監査対象である会社と「特別の利害関係のない公認会計士又は監査法人」が監査をするように求めています。
- 公認会計士法等では、特別の利害関係に相当する身分的・経済的関係を規定しています。
- これにより、外観的独立性を欠く者が監査人となることを防いでいます。

Ⅲ-2 公認会計士試験制度

- (参考資料) 「目指せ、公認会計士！」参照。
- 公認会計士法第5条は、公認会計士試験の目的と方法について、次のように規定しています。
 - － 「公認会計士試験は、公認会計士になろうとする者に必要な学識及びその応用能力を有するかどうかを判定することを目的とし、短答式及び論文式による筆記の方法により行う。」
- 公認会計士・監査審査会は、公認会計士試験の実施を担う機関です。

Ⅲ-2 公認会計士試験制度

- 短答式試験と論文式試験は独立の試験ではなく、役割を分担しつつ、受験者の学識と応用能力を判定します。
- 短答式試験は、受験者が論文式試験を受験するために必要な専門的知識を備えているかを判定するための試験です。
- したがって、審査会が公表している「出題範囲の要旨」に沿って、偏りなく基礎力を確かめる問題や基本的な事項の理解を問う問題が出題されます。
 - － 会計専門職大学院を修了した者は、短答式試験のうち、「財務会計論」「管理会計論」「監査論」が免除されます。

Ⅲ-2 公認会計士試験制度

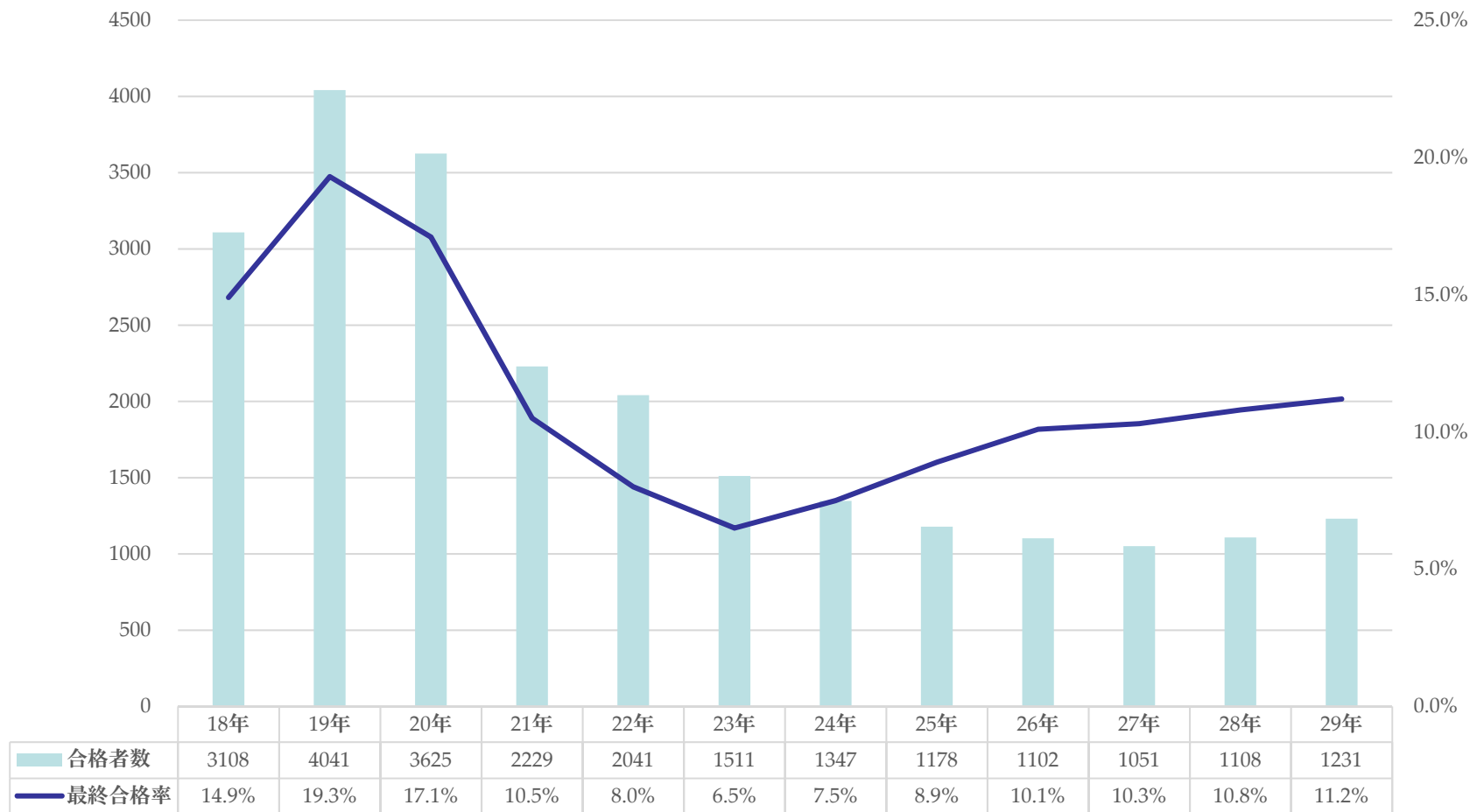
- 論文式試験は、受験者が必要な専門的知識を有しているという前提で、受験者の思考力、判断力、応用能力、論述力等を評価することに重点をおきます。
- そのため、短答式試験のある科目の「出題範囲の要旨」では、論文式試験の出題範囲を短答式試験よりも絞り込んでいます。
- 会計学、監査論、企業法、租税法及び民法については、法令集を受験時に配布し、試験を実施しています。

Ⅲ-2 公認会計士試験制度

願書提出者数



Ⅲ-2 公認会計士試験制度



Ⅲ-2 公認会計士試験制度

- 平成27年まで、願書提出者は5年連続、合格者は8年連続して減少してきましたが、平成28年、わずかですが増加に転じました。
- 平成29年、平成30年と増加の傾向は継続しました。平成29年の願書提出者は、11,032人で、平成28年と比較して、776人増加しました。合格者数も、1,231人で、123人増加しました。
- 平成30年短答式試験の願書提出者数は第1回が8,373人、第Ⅱ回が8,793人で、属人ベースでの願書提出者数は、11,742人でした。平成29年と比較して、710人増加しました。

Ⅲ-2 公認会計士試験制度

- ここ数年、試験合格者の就職状況は、いわゆる売り手市場でした。
- 試験合格者は、多くの場合、監査法人に就職します。30歳代半ばまでの合格者は、ほとんどの場合、希望すれば大手監査法人に採用されたと聞いています。
- 一部の大手監査法人でも予定人数を確保できなかったといわれており、準大手監査法人では、いかにして合格者を確保するかが重要な経営課題となっています。
- 大手監査法人や準大手監査法人では、アシスタント・スタッフ、監査トレーニー等の名称で試験合格を目指す者を雇用し、比較的定型的な監査業務に従事させながら、受験勉強を支援する制度を採用するようになってい

IV 組織・制度としての対応

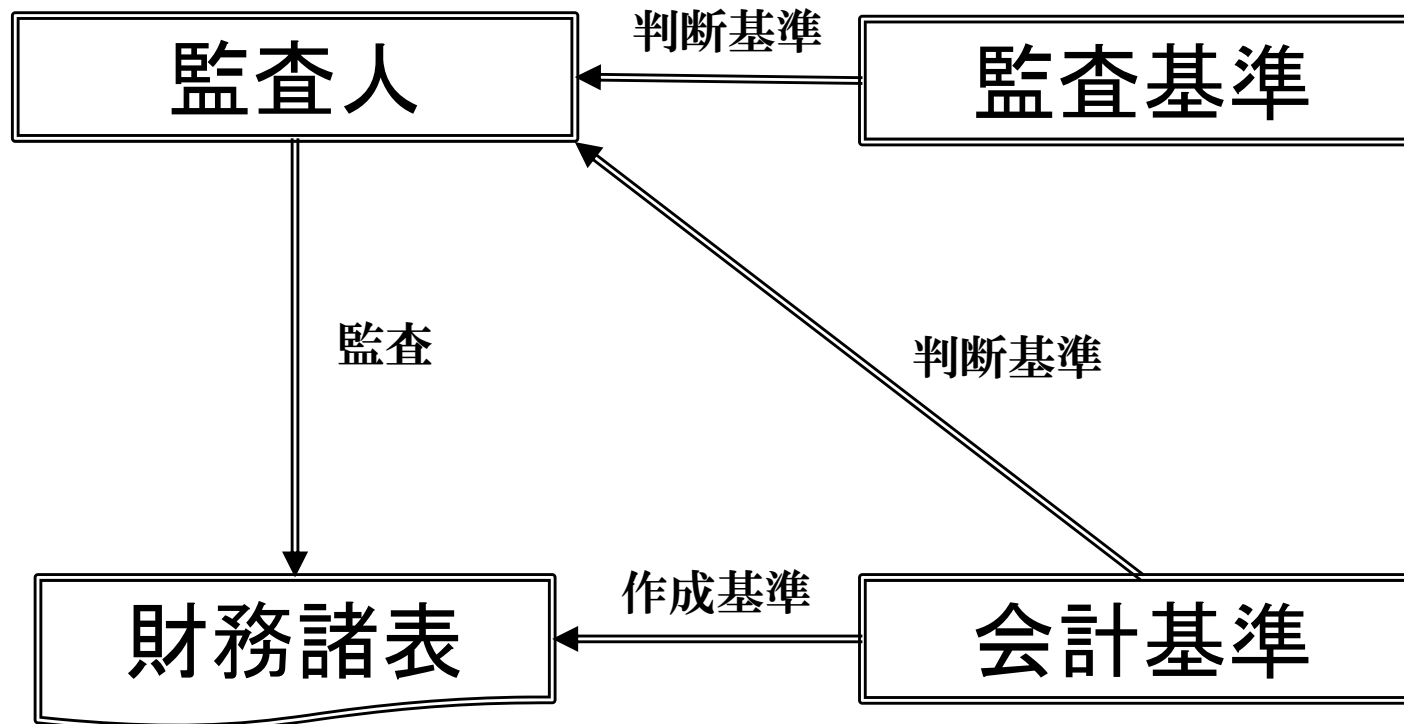
1. 監査に関する基準
2. 監査法人制度
3. 監査品質を確保する制度



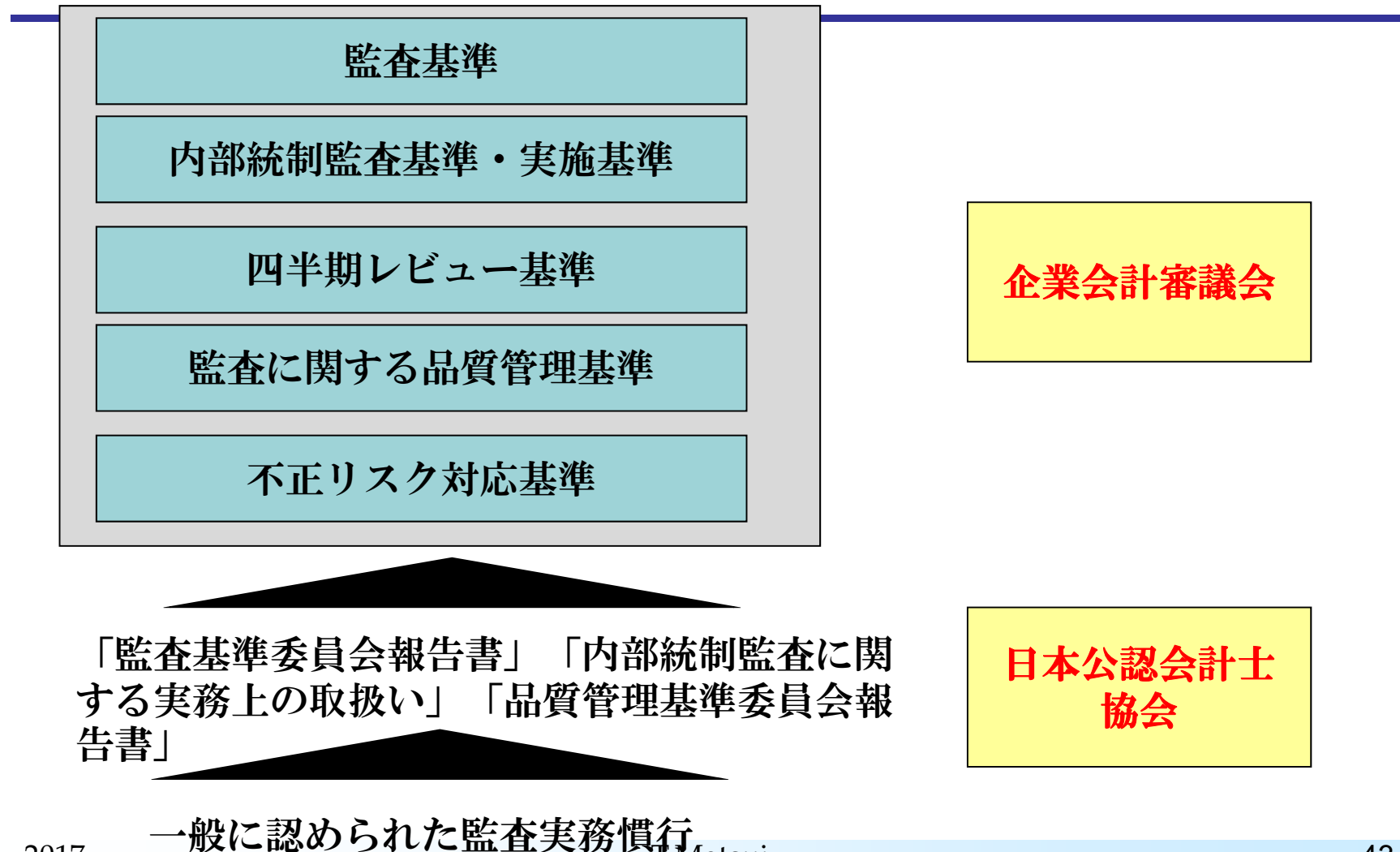
IV-1 監査に関する基準

- 監査人が一般に公正妥当と認められる監査基準を遵守して監査を実施し、財務諸表が一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成されていることを確かめてこそ、社会的に期待される監査の品質を保持することが可能になります。
 - － わが国では、企業会計審議会が「監査基準」を公表し、日本公認会計士協会が実務指針を公表しています。
- 監査事務所は、監査の基準を遵守して組織的に監査を行うため、品質管理態勢を整備・運用しています。加えて、重層的に品質管理をチェックする制度が構築されています。

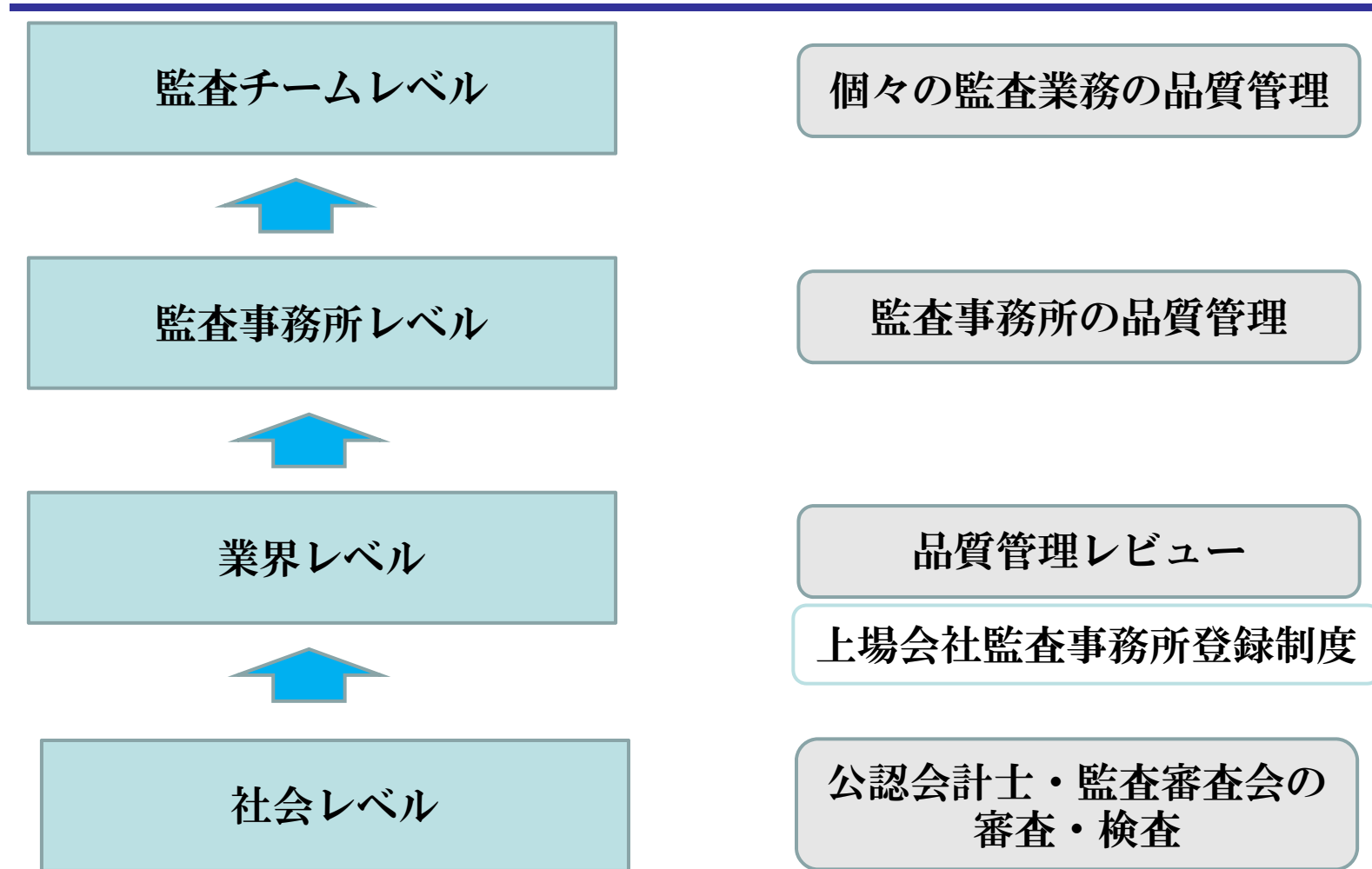
IV-1 監査に関する基準



IV-1 監査に関する基準



IV-1 監査に関する基準

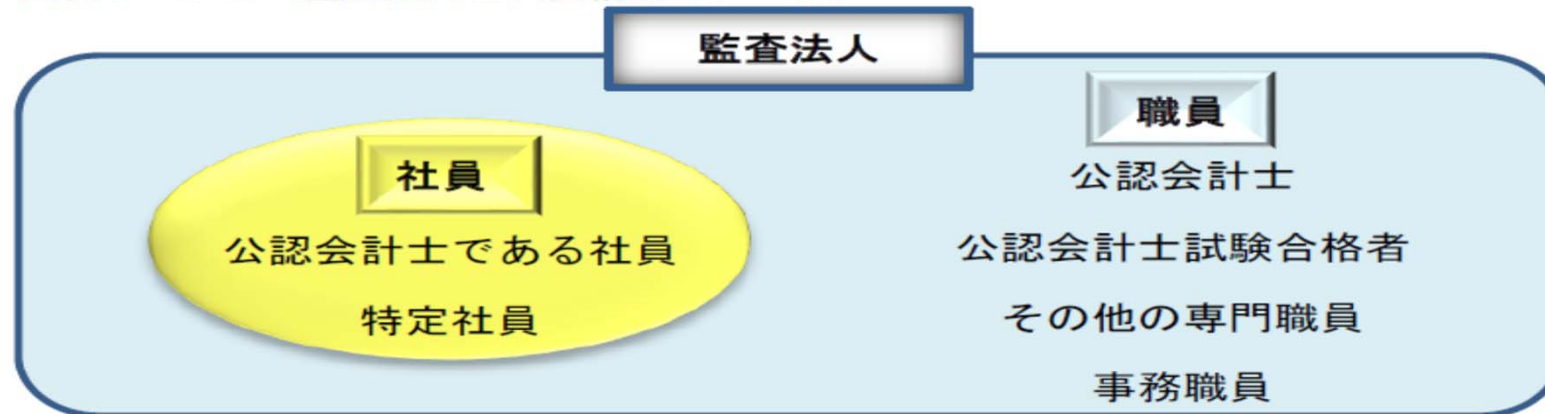


IV-2 監査法人制度

- 監査法人とは、財務書類に関する監査業務を組織的に行うことを目的として、公認会計士が共同して、公認会計士法に基づいて設立した法人です。
 - － 監査法人は、出資社員（5名以上の公認会計士を含まなければならない）が共同して定款を定め、事務所所在地に設立登記し、内閣総理大臣への届出を行うことにより、設立されます。
 - － 監査事務所には、監査法人のほか、共同事務所や個人事務所が含まれますが、大企業の監査は、多くの場合、監査法人により行われています。
- 監査法人制度は、昭和41年、監査対象である株式会社等の大規模化・多角化にともない、監査人側も組織化するために導入されました。
- 監査法人は、平成29年3月末時点で、222法人ありますが、上場会社の監査の多くは、大手監査法人及び準大手監査法人が担っています。

IV-2 監査法人制度

図表 I-2-2 <監査法人の人員構成イメージ>



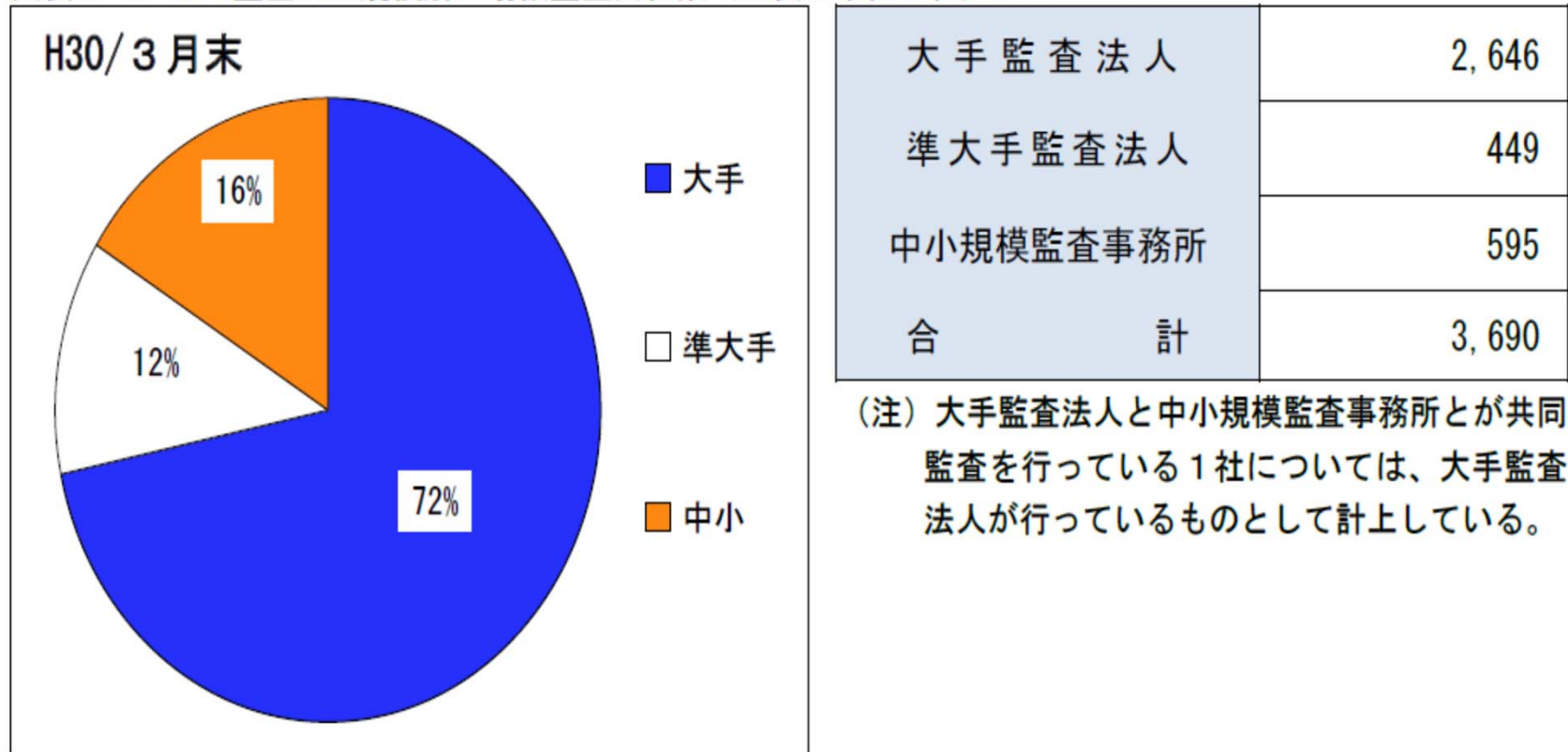
	大手監査法人	準大手監査法人	中小監査法人
社員数	100 人超	～100 人	～30 人
常勤職員数	2,500 人超	～600 人	～50 人

(注) 池田唯一=三井秀範監修 新しい公認会計士・監査法人監査制度—公正な金融・資本市場の確保に向けて—（第一法規、平成 21 年）55 ページの図を参考に、審査会作成。

公認会計士・監査審査会『平成30年版 モニタリングレポート』
平成30年、13頁より抜粋。

IV-2 監査法人制度

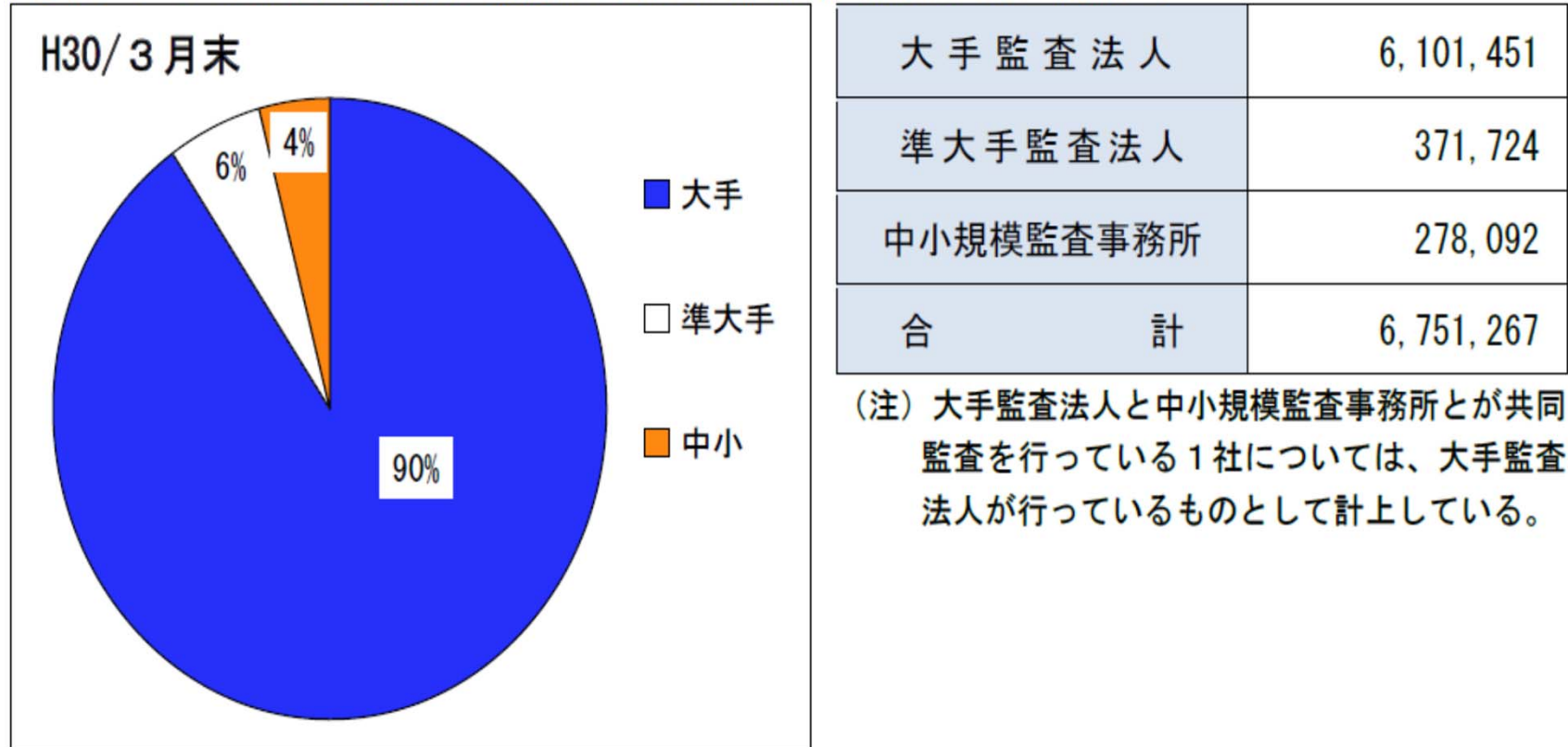
図表 I-3-5 <監査人の規模別上場被監査会社数（右表の単位：社）>



公認会計士・監査審査会『平成30年版 モニタリングレポート』
平成30年、24頁。

IV-2 監査法人制度

■ 図表 I-3-6 < 監査人の規模別上場被監査会社の時価総額（右表の単位：億円） >



公認会計士・監査審査会『平成30年版 モニタリングレポート』
平成30年、24頁。

IV-2 監査法人制度

- 監査品質を確保し向上を図るため、監査法人は、その規模に応じ、監査人に対する教育・訓練を実施しています。
- 大手監査法人や準大手監査法人では、教育・訓練に関する専門部署を設置し、年次別や職階別の研修体系を整備しています。
- 大手監査法人や準大手監査法人は、監査業務をサポートするための体制を整備し、監査品質の確保・向上を図っています。

IV-2 監査法人制度

図表 I-2-3 <大手監査法人の職階イメージ>

	スタッフ	シニア スタッフ	マネージャー	シニア マネージャー	パートナー
役割	上位者の指導・監督のもと、監査業務の実作業を行う職員。経験に応じ中小規模被監査会社		監査業務全般の統括や大規模被監査会社の監査現場を統括する職員		法人の経営に関与する社員
求められるスキル	監査実務及び、会計・監査に関する専門知識の習得		スタッフの指導・育成や被監査会社との調整等の業務管理能力、問題解決能力		責任者として高度な能力
主な研修	会計監査年次研修・不正対応研修・グローバル関連研修等				
	監査手続関連研修等		マネジメント研修・専門領域別研修等		

公認会計士・監査審査会『平成30年版 モニタリングレポート』
平成30年、14頁より抜粋。

IV-2 監査法人制度

図表Ⅲ-1-13<大手監査法人におけるサポート態勢の事例>

サポート部門		役割
品質管理部門	リスク管理部門	独立性、監査契約の締結等の承認、不正リスクへの対応等
	定期的検証部門	日常的監視・定期的な検証
	会計サポート部門	会計基準・会計処理に関する専門的な問合せ対応等
	監査サポート部門	監査基準・マニュアルの対応、監査手続に関する専門的な問合わせ対応等
	審査部門	審査担当者による審査を採用している場合でも、重要性又はリスクの高い個別の検討事項について、より上位の審査を実施
IT部門		被監査会社のIT領域に関する監査の実施、監査チームが実施するITを活用した監査手続のサポート等
国際部門		海外現地情報の収集・提供、ネットワーク・ファームとの連携の支援等

公認会計士・監査審査会『平成30年版 モニタリングレポート』
平成30年、60頁。

IV-2 監査法人制度

- 監査対象である企業側では、会計帳簿や取引書類の電子化が進んでいます。こうした環境に対応して、監査法人では従来からコンピューター利用監査技法（CAAT）を用いてデータを分析してきました。
- さらに監査品質の向上を図るため、IT（AI）を活用した監査手法の開発が進められています。
- 大手監査法人を中心に、監査品質に関する報告書を公表するようになっていきます。

IV-2 監査法人制度

図表Ⅲ-7 <大手監査法人の監査業務でのITの活用状況>

状況	内容
既に導入しているもの	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電子監査調書システム（監査調書作成及び監査の進捗管理） ・ ファイル交換システム（被監査会社とのデータ交換に使用） ・ 仕訳分析ツール（取引内容（仕訳）の分析及び異常仕訳検出） ・ 証憑突合ツール（外部からのデータと被監査会社の全ての売上データを照合する精査的な技法）
具体的な導入に向けて検討を進めているもの （一部の法人で導入済みのも含む）	<ul style="list-style-type: none"> ・ RPA（データ入力及び加工の自動化） ・ 将来不正予測（過去の財務情報等から将来の不正会計を予測する仕組み） ・ 債権・債務残高確認システム（取引の実在性・正確性確認作業の自動化）
将来的な活用に向けて研究開発を進めているもの	<ul style="list-style-type: none"> ・ AI（非財務情報を用いた将来不正予測） ・ ドローン（実地棚卸の立会の効率化）

公認会計士・監査審査会『平成30年版 モニタリングレポート』
平成30年、82頁。

IV-2 監査法人制度

- グローバルに事業を展開する被監査会社を監査するには、監査人もグローバルなネットワークを持つ必要があります。大手監査法人や準大手監査法人は、国際的なネットワークに所属し、ネットワークを構成するネットワーク・ファームとなっています。
 - － 監査法人が実効的な組織運営を実現するための指標として、平成29年3月、金融庁が設置した検討会は、「監査法人のガバナンス・コード」を公表しました。
 - － 大手監査法人や準大手監査法人は、監査法人のガバナンス・コードの遵守状況を公表するようになっていきます。

IV-2 監査法人制度

図表Ⅲ-8-4 <大手監査法人及び準大手監査法人が所属しているグローバルネットワークの一覧>

監査法人	グローバルネットワーク
有限責任あずさ監査法人	KPMG International Cooperative (KPMG)
EY 新日本有限責任監査法人	Ernst & Young Global Limited (EY)
有限責任監査法人トーマツ	Deloitte Touche Tohmatsu Limited (DTT)
PwC あらた有限責任監査法人	PricewaterhouseCoopers International Limited (PwC)
仰 星 監 査 法 人	NEXIA International Limited (NEXIA)
三 優 監 査 法 人	BDO International Limited (BDO)
太 陽 有 限 責 任 監 査 法 人	Grant Thornton International Limited (GT)
東 陽 監 査 法 人	Crowe Global
P w C 京 都 監 査 法 人	PricewaterhouseCoopers International Limited (PwC)

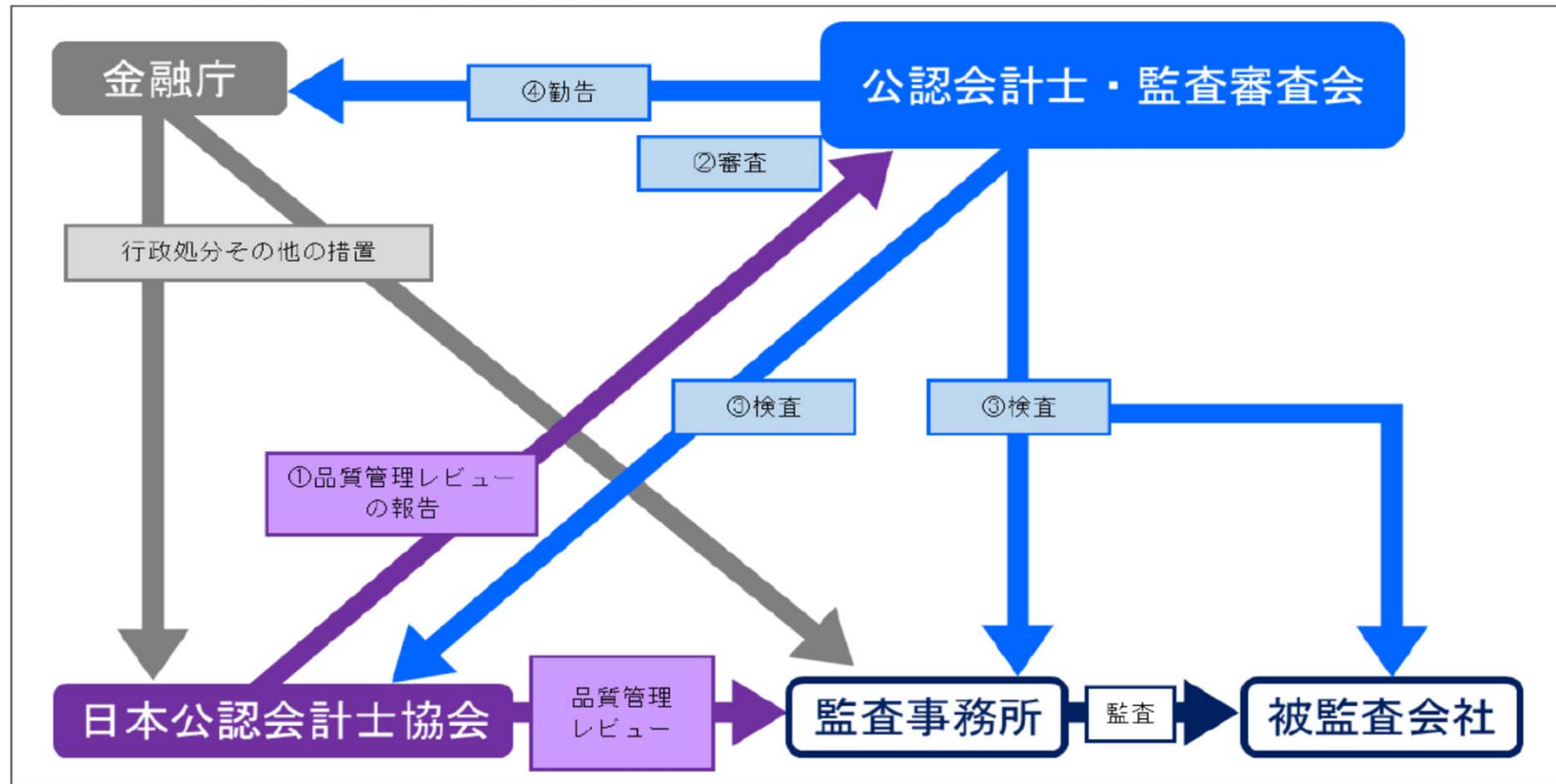
(出典) 各監査法人の公表資料 (平成30年7月2日現在)

(注) 優成監査法人は、平成30年7月2日付で太陽有限責任監査法人と合併し消滅したため、本表には含めていない。

公認会計士・監査審査会『平成30年版 モニタリングレポート』
平成30年、88頁。

IV-3 監査品質を確保する制度

図表Ⅱ-1-1 <審査会の審査及び検査の位置付け>



公認会計士・監査審査会『平成30年版 モニタリングレポート』
平成30年、31頁。

IV-3 監査品質を確保する制度

- 日本公認会計士協会（協会）による品質管理レビュー
 - － 品質管理レビューは、監査業務の適切な質的水準の維持、向上を図り、監査に対する社会的信頼を維持、確保することを目的として、協会が運用している制度です。
 - － 品質管理レビューでは、監査事務所における監査の品質管理の状況を調査・報告し、必要に応じて改善勧告や改善状況の確認を行います。
 - － 品質管理レビューには、通常レビューと改善勧告事項の改善状況を確認するためのフォローアップ・レビューとがあります。
 - － 通常レビューには、定期レビューと定期レビューを補完する必要がある場合に行う機動レビューがあります。
 - － 定期レビューは、原則として3年に1回（大手監査法人は2年に1回）実施されます。

IV-3 監査品質を確保する制度

- 上場会社監査事務所登録制度
 - － 上場会社を監査する監査事務所に対して、協会の「上場会社監査事務所部会」への登録を義務付ける制度です。
 - － 登録した監査事務所は、定期的に品質管理レビューを受けなければなりません。その結果によっては、登録取消し等の措置が講じられることもあります。
 - － 登録した監査事務所の名称や所在地、品質管理のシステムの概要、品質管理レビューの実施状況等は協会ウェブサイト上で公開されます。平成30年5月末現在、126事務所が登録しています。

IV-3 監査品質を確保する制度

- 公認会計士・監査審査会による審査・検査
 - － 審査会は、協会からの報告について、協会の品質管理レビューが適切に行われているか、監査事務所の監査業務が適切に行われているかを審査します。
 - － 審査の過程で必要があると認める場合には、協会または監査事務所に対して報告徴収を実施しています。
 - － 加えて、監査事務所における適切な監査の品質管理の定着を促す観点やモニタリングを効率的に実施する観点からも、監査事務所に対して報告徴収を実施しています。
 - － 審査や報告徴収の結果、公益又は投資者保護のために必要かつ適切と認める場合には、協会、監査事務所等に対して検査を行います。

IV-3 監査品質を確保する制度

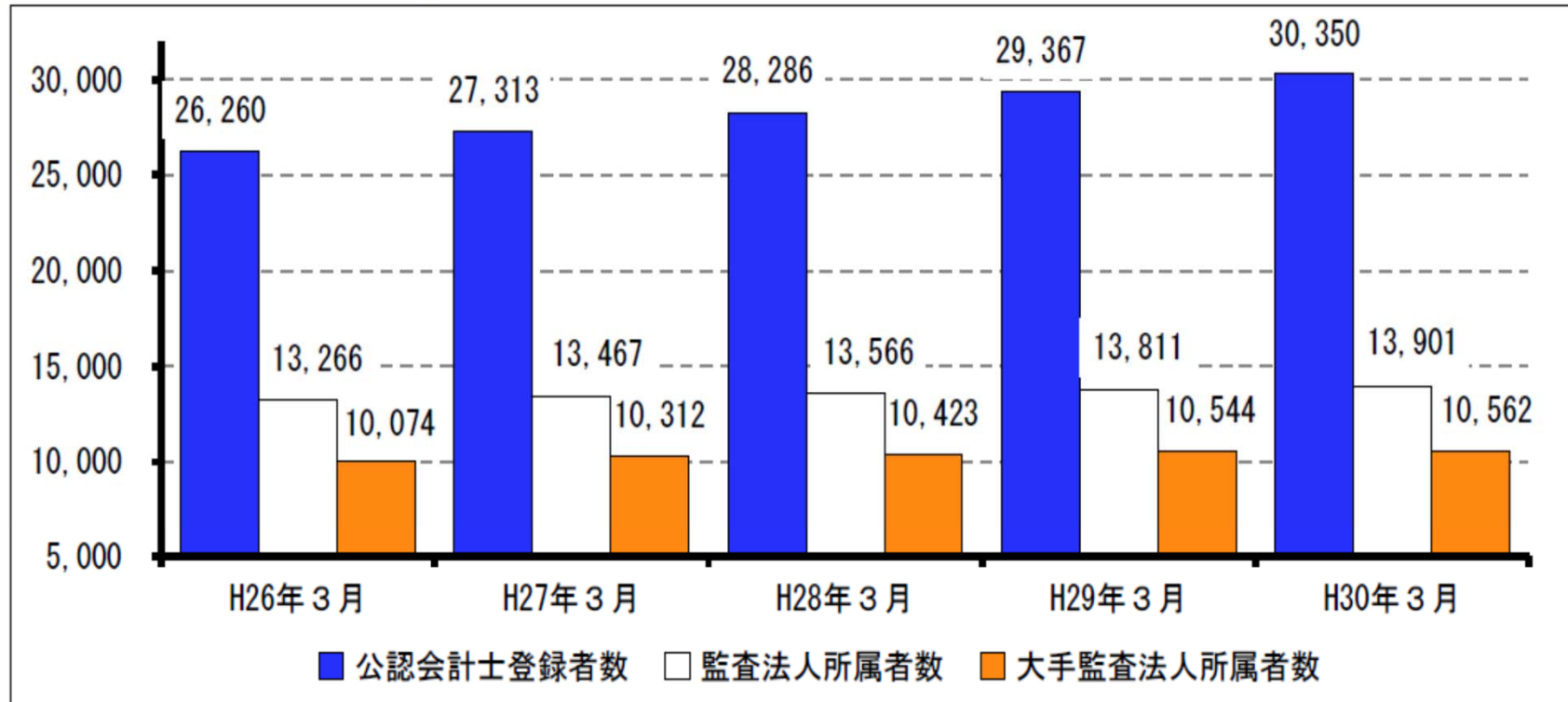
- 大手監査法人については、2年に一度検査を実施し、検査の翌年度フォローアップ検査を実施しています。
- 準大手監査法人については、原則として3年に一度検査を実施しています。
- 中小規模監査事務所については、品質管理レビューでの指摘状況等を検討し、必要に応じて検査を実施しています。
- 検査等の結果、必要があると認める場合には、行政処分その他の措置について金融庁長官に勧告します。

おわりに～多様化する公認会計士の活躍領域

- 株式会社はもちろん、いかなる組織においても、信頼しうる財務情報が適時に提供されなければ、経営者も投資者その他の関係者も適切な意思決定を行うことはできません。
- 財務情報の作成や監査を担う会計人材は、経済社会のさまざまな領域で必要とされています。
- 経営者にとっても、会計に精通することにより、財務情報を通して組織の状況を把握できるので、会計の知識は必要です。
- 会計・監査の専門的能力や実務経験を有する公認会計士は、会計基準を適切に解釈し、監査基準を遵守して監査を実施するために必要な、企業環境や内部統制に関する知識も有しています。
- 公認会計士は、多様な領域で活躍できる人材なのです。

おわりに～多様化する公認会計士の活躍領域

図表 I-1-1 <公認会計士登録者の数の推移（単位：人）>



(出典) 協会、審査会 (注)

(注) 大手監査法人所属者数については、各監査法人から提出された業務報告書等より集計。

公認会計士・監査審査会『平成30年版 モニタリングレポート』
平成30年、10頁。

おわりに～多様化する公認会計士の活躍領域

- **監査業務**

- 法定監査＝金融商品取引法に基づく監査や会社法に基づく会計監査人監査のほか、学校法人、労働組合、医療法人、社会福祉法人など、監査を必要とする組織の範囲は広がっています。
- 任意監査＝財務諸表の監査以外に、システム監査や情報セキュリティ監査なども行っています。

- **税務業務**

- **アドバイザー業務**

- 大規模な監査法人では、監査法人を中核としたグループを形成し、グループの中に、税務業務を行う法人やアドバイザー業務を行う法人を設立しています。

おわりに～多様化する公認会計士の活躍領域

- 株式会社等の組織の中で、会計や監査の知識を必要とする業務は数多くあります。
 - － 会計・財務・経営企画等の担当者
 - － CFO（最高財務責任者）
 - － 監査役等、またはそのスタッフ
 - － 内部監査担当者
 - － 内部統制構築・推進担当者
 - － （金融機関等での）融資業務担当者
- 営利組織だけでなく、非営利組織においても同様です。官公庁でも、会計や監査（検査）の担当者として、会計や監査の専門家を必要としています。

おわりに～多様化する公認会計士の活躍領域

- 独立開業
 - － 公認会計士としてキャリアを積んだ後、自ら事務所を開業し、税務業務、監査業務、会計アドバイザー業務等を提供している人も数多くいます。
- 社外役員
 - － 上場会社の社外取締役や社外監査役に就任する公認会計士も多くなっています。
- 大学等の教員
 - － 大学・大学院の専任教員に就任する公認会計士も多くなっています。
 - － 他の業務の傍ら、大学・大学院の非常勤教員に就任する公認会計士もおられます。

おわりに～多様化する公認会計士の活躍領域

- 会計人材は、経済社会のさまざまな分野で必要とされています。
- 公認会計士は、会計人材の中でも、高度の専門的知識と実務経験を有する者として認められた存在です。
- 上場会社等の監査は、公認会計士にのみ認められた大変重要な社会的役割です。
- しかし、公認会計士＝監査人ではありません。さまざまな領域で活躍することができます。

ご清聴ありがとうございました

充実した大学生活を
送ってください